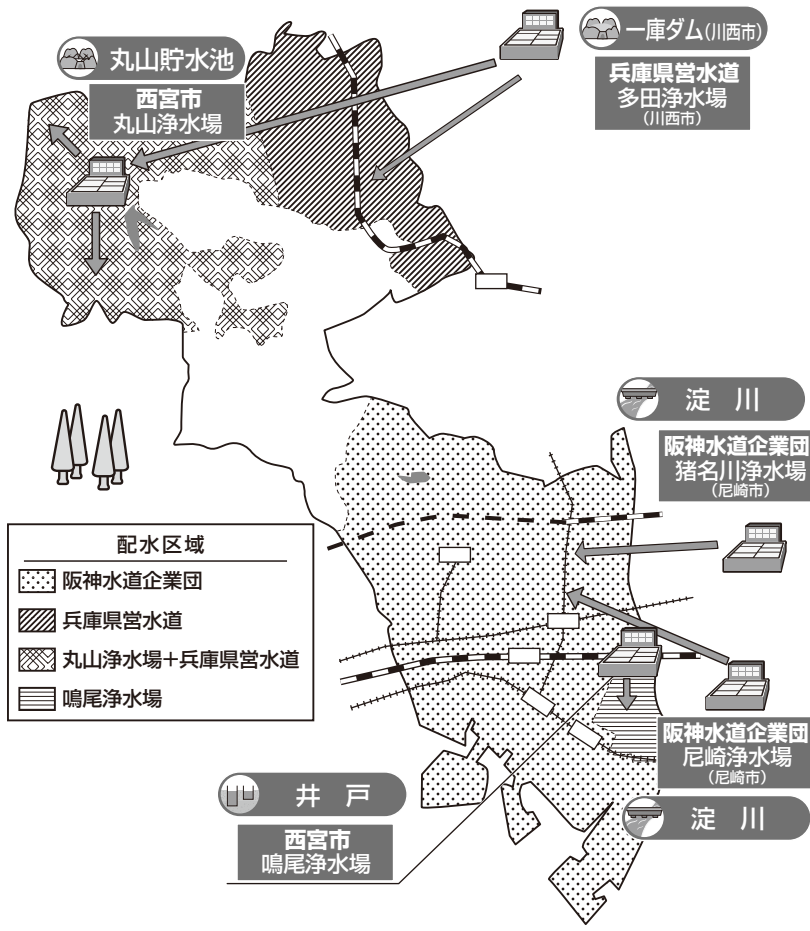


西宮の水源地マップ



西宮では井戸を水源とした鳴尾浄水場と、丸山貯水池を水源とした丸山浄水場の2つの浄水場で水道水をつくっています。

しかし、これだけでは市内で使われる全ての水道水を賅えないため、琵琶湖・淀川を水源として水道水をつくる阪神水道企業団(※1)と、一庫ダ

ム(川西市)を水源として水道水をつくる兵庫県営水道(※2)から水道水を購入(受水)しています。現在、西宮市の水道水の約8割は、阪神水道企業団の水となっています。

地域別に見てみると、南部地域では、鳴尾地区の一部は鳴尾浄水場の水、その他の地区は阪神水道企業団の水とな

(※1)安定した水源である琵琶湖・淀川水系の水を求めて、昭和11年に設立された団体。西宮、神戸、尼崎、芦屋

私たちが普段何気なく使っている水道水。蛇口をひねれば、24時間いつでも使えます。

皆さんは西宮の水道水がこの水からつくられているか知っていますか?ここでは、西宮の水源地を紹介します。問合せは配水課(0798・32・2207)へ。

そのほか、知っておきたい情報をお知らせ

水道水 どの水から つくられる

学ぼう 西宮の水源地

ついでに、北地域では、名塩地区の一部と山口地区は丸山浄水場の水と兵庫県営水道の水を合わせた水、その他の地区は兵庫県営水道の水となつています。左図参照。

このように、お住まいの地域によって水源に違いはありますが、水道局では、配水系統ごとに家庭の蛇口まで厳しい水質管理を行い、皆さんに安全な水道水をお届けしています。

水道局電話受付センター
水道の使用開始・中止の申込、漏水修繕などの問合せ
0798・32・2201
0797・61・1703
078・904・2481
【受付時間】8:45~20:00
(土・日曜、祝日は17:30まで)

飲料水の備蓄を

災害に備えて日頃からできること

水道局では、災害等による断水時にも水道水をお届けするため、応急給水拠点として耐震性の緊急貯水槽を市内13カ所=下表参照=に設置しています。

また、水道管の耐震化工事を進めています。耐震化率は平成25年3月末現在で18.1%にとどまっています。

人が生命を維持するために必要な飲料水の量は、1人1日あたり約3リットルとされています。災害に備えて、日頃から飲料水を備蓄しておきましょう。

ペットボトル等での水道水の保存方法

- ①清潔でふたができる容器を用意する
- ②水が空気に触れないように容器の口元まで水を入れる
- ③雑菌が入らないよう、直接口をつけず、コップなどに注いでから飲む

※直射日光を避けて涼しい場所に保管すれば3日程度、冷蔵庫に保管すれば10日程度は塩素消毒の効果が持続します。この期間を過ぎたら、雑用水として使用するなど飲用以外に利用し、新しい水道水に入れ替えてください。

問合せは水道局経営管理課(0798・32・2207)へ。

【耐震性緊急貯水槽(13カ所)】

設置場所	容量	設置場所	容量
津門中央防災公園	200㎡	甲陵中学校	60㎡
西宮東高等学校	100㎡	春風小学校	60㎡
今津中学校	100㎡	南甲子園小学校	60㎡
高木公園	100㎡	浜脇小学校	60㎡
森具公園	60㎡	両度公園	52㎡
夙川小学校	60㎡	山口センター	100㎡
上ケ原南小学校	60㎡		

4月から「上下水道局」に組織統合 共通事務を一本に

水道局と土木局下水道部は組織を統合し、4月1日から「上下水道局」になります。

この組織統合により、水道と下水道に共通している業務等の一本化による事務の効率

化や、受付窓口等を集約することでサービスの向上を図っていきます。

問合せは水道局経営管理課(0798・32・2207)へ。

※市役所本庁舎6階で行っていた下水道業務(水路、事業場排水等の規制に関する業務を除く)は、水道局庁舎(池田町8-11)に移転し、業務を行っています。また、水路に関する業務は引き続き市役所本庁舎6階で、事業場排水等の規制に関する業務は枝川浄化センター(枝川町20-1128)に移転して業務を行っています。

不審な場合は問合せを 職員を装った悪質訪問販売

最近、水道局の職員や水道局から委託された業者を装って、水質検査や浄水器の購入などを勧める悪質な訪問販売や電話勧誘が相次いでいます。

水道局では、市民の皆さんからの依頼がなければ、家庭

を訪問して水質検査や水道管の清掃、水圧調査などを行い、料金を請求することはありません。浄水器の販売なども行っていませんので、十分ご注意ください。

家庭を訪問する際に腕章・名札を着用したり、お知らせ用のビラを用意するなど、手口も巧妙になっています。不審に思ったら、身分証の提示を求め、水道局電話受付センターへお問い合わせください。

また、不要なものを購入した場合でも、クーリング・オフ制度があります。契約のトランプルについては、消費生活センター(0798・64・0999)へ問合せを。

◆事例紹介
「水道局の方から来ました」と訪問し家に上がり、水質検査と称して、水道水に試薬を入れて発色する様子を見せ、「この水道水は汚染されていますよ」と不安をあおり、高額な浄水器の購入を勧めます。

◆対応方法
水道局の職員が浄水器の購入を勧めることはありません。慌てて契約することのないようにしましょう。

水道水には消毒用の塩素が入っており、特定の試薬を入れると塩素と反応して発色しますが、これは水道水が安全であることを示すものです。

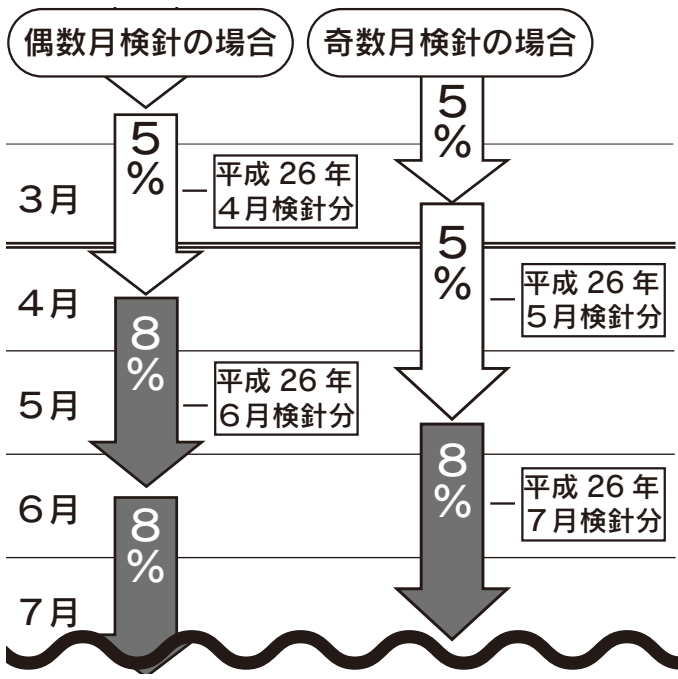
水道料金・下水道使用料

消費税率 8%を適用

消費税法等の改正により、平成26年4月1日から消費税率が現行の5%から8%に引き上げられます。

これに伴い、水道料金についても、新税率8%を適用した料金となります。

ただし、26年3月31日以前から使用されている場合、26年4月または5月に検針したものに係る水道料金については、経過措置として旧税率5%が適用されます。左図参照。なお、水道料金と合わせて徴収する下水道使用料についても同様の取り扱いとなります。問合せは水道局電話受付センターへ。



※検針は偶数月と奇数月の地区に分けて行っています